

さかど

農委だより

農業委員と農地利用最適化推進委員の改選が行われました



農業委員

後列左から 林 昇委員 浅見委員 新井委員 松永委員 小久保委員

前列左から 小島委員 林 真由美委員 石川会長 栗原会長職務代理 澤田委員 小川委員

地 区	氏 名
三芳野	○栗 原 昇
	小 川 隆
勝 呂	小 島 保
	林 昇
坂 戸	◎石 川 猛
	松 永 貴 夫
	※林 真由美
入 西	新 井 雅 之
	浅 見 勉
大 家	澤 田 一 成
	小久保 隆 義

◎ 会長

○ 会長職務代理

※ 中立委員

ご挨拶

農業者の皆様には、日頃から農業委員会活動に関しまして、格別なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

この度、任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われ、四月一日に開催された総会におきまして、委員皆様の推薦をいただき、引き続き、会長を務めさせていただくことになりました。職責の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

さて、本市が抱える課題については、農業者の高齢化と後継者不足による遊休農地の増加が懸念されており、担当地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が互いに連携しながら、課題の解消に重点をおき、更なる農地利用の最適化の推進に取り組んでまいる所存でございます。

結びに、今後の皆様のご支援をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

坂戸市農業委員会 会長 石川 猛



農地利用最適化推進委員

地 区	氏 名
三芳野	齋 藤 文 夫
	西 嶋 正 芳
勝 呂	岡 野 幸 平
	中 島 昭 夫
坂 戸	鹿ノ戸 健 次
入 西	人 見 武 男
大 家	岡 野 和 紀
	小 川 邦 雄



後列左から 小川推進委員 人見推進委員 岡野和紀推進委員 西嶋推進委員 齋藤推進委員
前列左から 鹿ノ戸推進委員 石川会長 中島推進委員 岡野幸平推進委員



お 知 ら せ

農業者年金へのご加入

1 積立方式・確定拠出型 農業者年金は自らの年金を自ら積み立てるものです。

2 加入要件

- 国民年金に加入している第1号被保険者
- 20歳以上65歳未満
(60歳以上の加入は、国民年金の任意加入被保険者に限る。)
- 年間60日以上農業に従事する農業経営者、自営業との兼業農家、配偶者、後継者とその配偶者

3 保険料 月額20,000円～67,000円の間で選択できます。

4 税制面での優遇

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象。また、同一生計の方の保険料をまとめて控除の対象にすることができます。

5 終身年金、80歳までの死亡一時金

年金は生涯受給できます。また、80歳前に亡くなった場合は、死亡一時金として遺族に支給されます。

※年金受給者が亡くなった場合は、届出が必要です。届出に必要な書類等については、年金受取口座を開設していた金融機関へお問い合わせください。



令和7年3月末で農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による手続きが終了します

農業経営基盤強化促進法の改正により地域での話し合いに基づき、地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」の策定が義務化され、令和7年4月以降に新たに申請する場合の農地の貸し借りは、次のどちらかの方法になります。

- ①農地法3条に基づく手続き（賃借権等設定）
- ②農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手続き（農地バンク）

なお、3月末までに利用権を設定したものは、契約期間の満了まで自動継続されます。

農地の適正管理をお願いします

農業委員会では、農地の適正な管理をお願いしています。良好な営農環境を守るため、遊休農地の発生防止や解消を目指し、毎年9月から10月にかけて農地パトロールを実施しています。

農地パトロールによって遊休農地（草がひざ丈以上の農地）と判断した場合は、その所有者等に適正管理の通知をします。通知を受け取った場合は、農地の作付けや草刈り等の適正管理をお願いします。

適正管理が行き届かず、農地の貸借を希望される場合は、農業委員会事務局又は地域の農業委員、推進委員にご相談ください。



地域計画の進捗状況

地域計画とは、地域の将来の農業の在り方や誰がどの農地を利用するか1筆ごとに決め、市が策定（公告）する計画です。

令和6年度末までの「地域計画」の策定に向けて各地域で協議の場を設け、農地の集約を進めています。

今年度中に、厚川・萱方、中里、浅羽、島田、石井、片柳、入西北部の各地区の計画を策定していく予定です。

なお、担い手に変更があった場合は見直しが可能です。



農地中間管理事業による利用農地の集約

農地中間管理事業では、農地の貸し手と受け手の間に「農地中間管理機構」を介して貸借契約が行われ、一度、受け手に農地を貸し付けた後も継続的に農地の借入れを行い、受け手間の農地の交換を進め、使いやすい形で農地を利用できるよう支援します。

埼玉県内は農地中間管理事業法に基づき、県知事が公益社団法人埼玉県農林公社を指定しています。



令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました

相続人は、土地や建物などの不動産を相続で取得したことを知った日から、3年以内に相続登記することが義務化されました。また、以前に相続した不動産で、相続登記されていないものも対象です。相続登記の手続きは、不動産所在地の法務局に申請して行います。

手続きは、①遺言書による相続、②遺産分割協議による相続、③法定割合による相続などがあります。

詳しくは法務局にお尋ねください。

全国農業新聞のご紹介

全国農業新聞は、農業の最新情報を提供し、農業全般の情報や地域の明るい話題などを紹介しています。

◇毎週金曜日発行、月額700円（送料・税込）

◇購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ

◇発行所 全国農業会議所

農業委員会への手続き等

農地の権利移動や転用

農地を売買する場合や農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。

なお、農地法には制限もあるため、事前に農業委員会にご相談ください。

- 農地を農地のまま、権利の移動を行うとき
（売買や贈与、賃借権設定など）…農地法第3条
- 農地の所有者が自分のために農地を転用するとき
（農地に倉庫を建築するなど）…農地法第4条
- 農地の所有者以外が、農地を転用するとき
（農地に住宅を建築する、農地を資材置場にするなど）…農地法第5条

農地に関する申請等の締切日

- ・市街化調整区域内の許可申請受付…毎月10日まで（土・日、祝日の場合は、次の平日）
- ・市街化区域内の転用届出受付…随時

農地の権利の取得

相続により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の届出が必要です。

農業委員会総会における審議概要

農地転用は、農業委員会が毎月1回開催する総会において審議し、意見を付けて埼玉県に送り、県知事が許可する流れになります。

令和5年4月から令和6年3月までの市街化調整区域の農地転用件数は、農地法第4条申請（地主が農地以外に利用）が2件で面積が239.97㎡。農地法第5条申請（地主以外が農地以外に利用）が71件で面積が26,509.81㎡でした。

届出制の市街化区域内の農地転用件数は、第4条届出が7件で面積が3,710㎡、第5条届出が78件で面積が31,856.39㎡でした。

市内農地の状況と課題

農地を住宅や駐車場に転用することも経済活動ですが、農業は大事な産業であり農地を農地として守り、食料生産する場所を確保し未来に受け継ぐ必要があるため、農地法により市街化調整区域内の農地転用を規制しています。

市内には農地（登記簿上の田と畑）が約1,160ha（農林水産省の「耕地及び作付面積統計」による。）ありますが、昨年1年間で農地転用（農地の減少）が行われた面積は約6haありました。また、耕作されない遊休農地は約24haあります。

遊休農地は、夏場は草刈りを怠ると短期間で草が繁茂し、道路や近隣にはみ出し、通行の邪魔や見通し不良、ごみの不法投棄にもつながります。コスモスの種を撒く等による景観の維持や、養蜂の蜜源植物を植えるなどの対策も有効です。

また近年、太陽光発電の設置業者から「農地を高く買うので売ってほしい。売電収入を得ませんか。」といった営業があるようです。農地転用には立地基準があり、必ず、許可が必要になりますので、農業委員会に確認してから回答するとご返事ください。